

平成 30 年 3 月 27 日

センターをご利用のお客様

公益社団法人出雲市シルバー人材センター  
理事長 中 尾 一 彦

### 除草請負料金の変更について(ご案内)

拝啓

お客様におかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当センターをご利用いただきましてまことに有難うございます。

さて、当センターでは平成 30 年 4 月 1 日から、除草請負料金の算出方法を見直すことといたしました。これは、厚生労働省等の指導によるもので、請負業務の適正化と金額の透明性を確保することを目的とするものです。

従来の方法は、「時間単価×実人数」(いわゆる[人工(にんく)計算])で料金をご請求させていただいておりましたが、平成 30 年 4 月 1 日以降は、単価表に基づき、ご請求させていただくこととなりました。

具体的には、次の手順となります。

- ① センターに、お客様から除草の仕事(以下「作業」といいます。)の依頼が参ります。
- ② センターは、現地調査を実施し、作業工法や面積、草丈等を把握するとともに、お客様から作業内容について意向を伺います。
- ③ センターは、調査結果に単価表を当てはめ、見積金額を決定し、お客様にお知らせします。
- ④ お客様が見積金額を了解された場合、正式発注となり、センターは作業の準備に入ります。なお、お客様が見積金額を了解されない場合は、発注はなくなります。
- ⑤ お客様に作業日程等を連絡し、作業を開始し、終了します。
- ⑥ センターは、お客様に見積金額を請求させていただきます。もよりのコンビニ、金融機関等でお支払いください。

このたびの見直しにより、これまでと同じ作業であっても、料金の変動する場合があります、大変ご迷惑をおかけすることもあるかと存じますが、諸事情ご賢察のうえ、今後とも当センターをご愛顧賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、剪定につきましても、同様な方針で今後見直すことといたしておりますので、併せてよろしく願いいたします。

敬具

記

#### 1 実施時期

平成 30 年 4 月 1 日から作業を行う除草が見直し(単価表の適用)の対象となります。3 月中に作業に着手し、同一の作業が 4 月に及ぶ場合は、新しい単価表を適用します。

## 2 単価表(除草)

施工等区分		単位	単価(円)	
人力除草		m <sup>2</sup>	82	
人力抜根		m <sup>2</sup>	153	
機械除草 (肩掛式・自走式)	傾斜角度 28 度未満	草丈 50 cm 未満	m <sup>2</sup>	18
		草丈 50 cm 以上 100 cm 未満	m <sup>2</sup>	27
		草丈 100 cm 以上	m <sup>2</sup>	37
	傾斜角度 28 度以上 45 度未満	草丈 50 cm 未満	m <sup>2</sup>	22
		草丈 50 cm 以上 100 cm 未満	m <sup>2</sup>	33
		草丈 100 cm 以上	m <sup>2</sup>	44
飛び石防護	傾斜角度 28 度未満	m <sup>2</sup>	9	
	傾斜角度 28 度以上 45 度未満	m <sup>2</sup>	11	
集草	傾斜角度 28 度未満	草丈 50 cm 未満	m <sup>2</sup>	9
		草丈 50 cm 以上 100 cm 未満	m <sup>2</sup>	13
		草丈 100 cm 以上	m <sup>2</sup>	18
	傾斜角度 28 度以上 45 度未満	草丈 50 cm 未満	m <sup>2</sup>	11
		草丈 50 cm 以上 100 cm 未満	m <sup>2</sup>	16
		草丈 100 cm 以上	m <sup>2</sup>	22
積込・運搬・ 処理	傾斜角度 28 度未満	草丈 50 cm 未満	m <sup>2</sup>	20
		草丈 50 cm 以上 100 cm 未満	m <sup>2</sup>	31
		草丈 100 cm 以上	m <sup>2</sup>	41
	傾斜角度 28 度以上 45 度未満	草丈 50 cm 未満	m <sup>2</sup>	24
		草丈 50 cm 以上 100 cm 未満	m <sup>2</sup>	37
		草丈 100 cm 以上	m <sup>2</sup>	49
トラック損料	軽トラック(積載量 250kg 未満)	1 台	1,000	
	1 トントラック(積載量 250kg 以上 750kg 未満)	1 台	1,500	
トラック燃料代		台	別表 A	
刈草の処理費		Kg	20	
除草剤散布 (加圧噴霧器による散布)	薬剤 100 倍希釈	m <sup>2</sup>	8	
	薬剤 50 倍希釈	m <sup>2</sup>	10	
	薬剤 25 倍希釈	m <sup>2</sup>	15	

### トラック燃料代(別表 A) (単価: 円/台)

区分	出雲	平田	佐田	多岐	湖陵	大社	斐川
軽トラック単価	360	1,190	1,150	860	560	800	1,140
1 トントラック単価	432	1,428	1,380	1,032	672	960	1,368

## 3. 経過措置

同一作業で平成 29 年度の料金(以下「29 年度料金」といいます。)と平成 30

年度見積料金(以下「見積料金」といいます。)とに差が出た場合は、経過措置として、29年度料金もしくは平成28年度料金を基準に次のとおり取り扱います。

- (1) 29年度料金と見積料金を比較し、29年度料金が高い場合は、見積料金を適用し、見積額とします。
- (2) 29年度料金と見積料金を比較し、29年度料金が低い場合で、29年度料金と見積料金との差が15%以下の場合は、見積料金を適用し、見積額とします。
- (3) 29年度料金と見積料金を比較し、29年度料金が低い場合で、29年度料金と見積料金との差が15%を超えて45%以下の場合は、次の例示に従い各年度の見積額を決定します。

**例示1** 29年度料金が50,000円で、見積料金が70,000円となった場合  
 $70,000 \text{円} \div 50,000 \text{円} = 1.4 \text{倍} (+40\%)$ になることから、平成30年度は15%を、平成31年度は30%を、及び平成32年度は40%を上乗せし、最長3年かけて調整してしていきます。

- 平成30年度は、 $50,000 \text{円} \times 1.15 \text{倍} = 57,500 \text{円}$ の見積額
- 平成31年度は、 $50,000 \text{円} \times 1.30 \text{倍} = 65,000 \text{円}$ の見積額
- 平成32年度(最終年次)以降は、 $50,000 \text{円} \times 1.40 \text{倍} = 70,000 \text{円}$ の見積額(=見積料金)とし、この額を以後の年度(平成33年度以降)も見積料金とします。

- (4) 29年度料金と見積料金を比較し、29年度料金が低い場合で、29年度料金と見積料金との差が45%を超える場合は、上乗せ上限を45%と定め、次の例示に従い各年度の見積額を決定します。

**例示2** 29年度料金が50,000円で、見積料金が80,000円となった場合  
 $80,000 \text{円} \div 50,000 \text{円} = 1.6 \text{倍} (+60\%)$ になることから、平成30年度は15%を、平成31年度は30%を、及び平成32年度は45%を上乗せし、3年かけて調整してしていきます。

- 平成30年度は、 $50,000 \text{円} \times 1.15 \text{倍} = 57,500 \text{円}$ の見積額
- 平成31年度は、 $50,000 \text{円} \times 1.30 \text{倍} = 65,000 \text{円}$ の見積額
- 平成32年度(最終年次)以降は、 $50,000 \text{円} \times 1.45 \text{倍} = 72,500 \text{円}$ の見積額とし、この額を以後の年度(平成33年度以降)も見積料金とします。

- (5) 平成29年度に受注がなく、平成28年度に同一作業の受注がある場合には、前記(1)から(4)までの「29年度料金」を「28年度料金」と読み替えて、前記(1)から(4)までの取り扱いを適用します。

(お問い合わせ先)  
出雲市シルバー人材センター事務局  
(担当) 課長補佐 福島勉  
電話 24-1787 Fax22-5830